

欧州困窮者援助基金（FEAD）に関する規則 —貧困克服を目指す EU の加盟国支援—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子

【目次】

はじめに

I FEAD 設置の背景及び経緯

- 1 EU の貧困削減目標と取組
- 2 FEAD 設置の経緯

II FEAD の概要及び初年度の実施状況

- 1 FEAD の概要
- 2 初年度の実施状況

おわりに

翻訳：欧州困窮者援助基金に関する 2014 年 3 月 11 日の欧州議会及び理事会の規則（EU）No 223/2014（抄）

はじめに

EU では、困窮者に対する援助を提供する加盟国の活動を支援し、域内における貧困の克服に寄与することを目的として、2014 年に「欧州困窮者援助基金」（Fund for European Aid to the Most Deprived. 以下「FEAD」）が設置された。FEAD では、各加盟国が自国の状況に基づき、困窮者に対する食料や生活必需品等の援助あるいは困窮者の社会への統合を支援する活動に関する事業計画を作成し、事業計画について欧州委員会の承認を得て事業が実施される。この事業の実施に必要な経費に対して、EU が財政的な支援を行う仕組みとなっている。事業において提供される食料や生活必需品等は、各加盟国における慈善団体やフードバンク等の「パートナー組織」を通じて困窮者に届けられる。このような物質的援助の提供に際しては、パートナー組織から困窮者に対し、社会サービスに関する情報提供や生活に関する助言等（付随的措置）を併せて行うこととされている。また、物質的な援助ではなく、困窮者の社会への統合を支援するための社会的包摂活動を実施することも選択できるというのが特徴である。

本稿では、第 I 章で FEAD 設置の背景と経緯、第 II 章で FEAD の概要と初年度の実施状況を紹介し、最後に、FEAD の法的根拠である「欧州困窮者援助基金に関する 2014 年 3 月 11 日の欧州議会及び理事会の規則（EU）No 223/2014」（以下「FEAD 規則」）⁽¹⁾ の抄訳を付す。

* 本稿のインターネット情報は、2016 年 12 月 6 日現在である。

(1) “Regulation (EU) No 223/2014 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2014 on the Fund for European Aid to the Most Deprived,” *Official Journal of the European Union*, L72, 2014.3.12, pp.1-41. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014R0223>>

I FEAD 設置の背景及び経緯

1 EU の貧困削減目標と取組

EU は、2010 年に策定した成長戦略「欧州 2020」⁽²⁾において貧困の克服を重点項目の一つに掲げ、貧困の危機にさらされている人を 2020 年までに 2000 万人削減することを目標として定めた。EU では、2014 年には加盟 28 か国において約 1 億 2200 万人が貧困及び社会的排除⁽³⁾の危機にさらされており、これは域内の人口の 24.4% に当たるとされる⁽⁴⁾。この数は 2008 年までは減少傾向にあったが、欧州における経済危機を経て、2008 年から 2012 年にかけて約 600 万人増加した。貧困又は社会的排除の危機にさらされている人の割合は加盟国によってばらつきがあり、ルーマニア（40.2%）、ブルガリア（40.1%）及びギリシャ（36.0%）の 3 か国では特に高い割合となっているが、これに対しチェコ（14.8%）、スウェーデン（16.9%）、オランダ（17.1%）、フィンランド（17.3%）及びデンマーク（17.8%）では低い。

このような貧困の問題に対し、欧州 2020 戦略の目標達成に向けた EU レベルの方策として、「貧困と社会的排除対策のための欧州プラットフォーム」が 2010 年に設置されており、非政府組織（NGO）やソーシャルパートナー（労使団体）を始め、企業、大学、研究所、国際機関等が適切な政策について議論する場となっている⁽⁵⁾。また、貧困や社会的排除に対処する責任は一義的には各加盟国にあるが、EU は欧州社会基金（European Social Fund. 以下「ESF」）により、加盟国への財政的な支援を行っている。ESF には、教育や職業訓練等を含む就労支援によって失業や貧困問題への対処に役立てることを目的として、2014 年から 2020 年の 7 年間に 800 億ユーロ⁽⁶⁾規模の予算が割り当てられており、特に若年層の雇用に力点が置かれている⁽⁷⁾。これに対し本稿で紹介する FEAD は、極度の貧困のため就労機会を得ることが困難であり、ESF の支援の対象となっていない層を主な対象として想定した、支援の枠組みである⁽⁸⁾。

(2) European Commission, “Communication from the Commission: Europe 2020—A strategy for smart, sustainable and inclusive growth,” COM(2010)2020 final, 2010.3.3. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>>

(3) 貧困と社会的排除はしばしば関連しており、例えば貧困層は、住居の喪失や過剰債務、医療を受けられないこと、低教育水準、基本的サービスや社会・文化活動の制限により、社会の周縁に追いやられる可能性がある。Marie Lecerf, “Poverty in the European Union: The crisis and its aftermath,” *In-depth Analysis*, European Parliamentary Research Service, 2016, p.3. <http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2016/579099/EPRS_IDA%282016%29579099_EN.pdf>

(4) 以下、この段落における貧困に関するデータは、*ibid.*, pp.5-6 に基づく。なお、ここでいう「貧困及び社会的排除の危機」とは、主に次の三つの指標を組み合わせたものである。①金銭的貧困（居住国における所得の中央値の 60% 以下の収入であること）、②物質的貧困（予期しない出費、年 1 回の 1 週間のバカンス、家賃・公共料金、肉又は魚の 1 日おきの摂取、家の適度な暖房、洗濯機、カラーテレビ、電話、自家用車の 9 項目のうち、4 項目以上について賄えないこと）、③低い就業率（世帯内において、59 歳までの労働年齢にある者の年間の就業率が 20% 以下であること）。

(5) 「格差を解消し経済成長を図る EU の対貧困政策」『EU MAG』, 2015.3.31. <<http://eumag.jp/feature/b0315/2/>> 同プラットフォームにおける議論の内容や年次総会等については “European platform against poverty and social exclusion,” European Commission website <<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=961>> を参照。

(6) 1 ユーロは約 114 円（平成 28 年 11 月分報告省令レート）。

(7) “European Social Fund 2014-2020,” European Commission website <<http://ec.europa.eu/esf/main.jsp?catId=62&langId=en>>

(8) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the Fund for European Aid to the Most Deprived,” COM(2012)617final, 2012.10.24, pp.2-3. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52012PC0617>>

2 FEAD 設置の経緯

(1) 2013 年までの食料配給プログラム

FEAD の前身には、1987 年から実施され 2013 年に終了した、困窮者向けの食料支援プログラム（Food Distribution programme for the Most Deprived Persons of the Community. 以下「MDP」）があり、これは、EU の共通農業政策（Common Agricultural Policy. 以下「CAP」）に由来したものであった。1960 年代に開始された CAP では、農業従事者の生活水準の保証、農産物の供給の安定や生産性の向上を目的として、農産物の価格安定を図るため統一価格を設定し、過剰生産になると EEC（欧州経済共同体）が買い上げるか、輸出補助金によって輸出を促進するという仕組みを採っていた⁽⁹⁾。しかし 1980 年代には、過剰生産が常態化したことに伴い、過剰農産物の買上げ（介入買入れ）費用、貯蔵費用、輸出補助金などの支出が増大し、さらに輸出をめぐる米欧間の農業貿易摩擦が生じるなど、CAP における過剰生産の問題が顕著になり、域内外において批判が強まった⁽¹⁰⁾。そのような状況の中、MDP は、介入買入れによる農産物（介入在庫農産物）を放出し、各加盟国が指定した慈善団体等を通じて困窮者に無償で提供するための政策手段として導入された⁽¹¹⁾。実施のための経費は、一定額を上限として欧州農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund: EAGGF）の保証部門の予算で賄われることとされた⁽¹²⁾。つまり MDP は、CAP の枠組みの中で、過剰になった介入在庫農産物を削減し、農業市場の安定に貢献するという形式を採りながら、各加盟国の困窮者に対する食料の提供に利用できるというプログラムであった。

ところがその後、介入在庫農産物をめぐる状況は、CAP をめぐる一連の改革により変化していった。まず、1992 年の改革では、介入価格の引下げ、価格引下げに伴う農家の所得低下の補償を目的とした直接支払の拡大、休耕など生産量削減のための措置等が合意された。MDP における主要な配給品目であった穀物もこの改革の対象となったことから、穀物の在庫量は減少した。このため、当初は MDP で使用される食料は介入在庫に由来するものに限定されていたが、減少する在庫食料を補う方法として、1995 年には、MDP の年次計画の実施に当たり配給予定の食料が一時的に在庫にない場合には、実施に必要な分量に限り EU 内の市場から当該食料を購入することが認められた。

その後も CAP の改革が進められた結果、2006 年以降の MDP では、食料の市場調達への

(9) 田中素香ほか『現代ヨーロッパ経済 第4版』有斐閣, 2014, pp.72-75.

(10) 同上

(11) MDP は、次の二つの理事会規則に基づき開始された。“Council Regulation (EEC) No 3730/87 of 10 December 1987 laying down the general rules for the supply of food from intervention stocks to designated organizations for distribution to the most deprived persons in the Community.” <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31987R3730>>; “Commission Regulation (EEC) No 3744/87 of 14 December 1987 laying down the detailed rules for the supply of food from intervention stocks to designated organizations for distribution to the most deprived persons in the Community.” <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:31987R3744>> 以下、MDP の内容及び経緯に関する記述は、豊嘉哲「第6章 EU の困窮者向け食糧支援プログラムの導入」及び「第7章 EU の困窮者向け食料支援プログラムの改革」『欧州統合と共通農業政策』芦書房, 2016, pp.113-156 並びに “Free food for the most deprived persons in the EU (ARCHIVE).” European Commission website <http://ec.europa.eu/agriculture/most-deprived-persons/archive_en.htm> に基づく。

(12) EAGGF は CAP における財政措置を行うための機関で、価格・所得政策を中心とする保証部門と農業構造政策を主な課題とする指導部門から構成された。EAGGF は 2007 年に廃止され、以降の MDP への支出は新たに設置された欧州農業保証基金（European Agricultural Guarantee Fund: EAGF）から行われた。両基金については、比沢奈美「共通農業政策—EU 拡大と CAP の改革—」『拡大 EU—機構・政策・課題—総合調査報告書—』（調査資料 2006-4）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2007, pp.176-177. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000914_po_175-189.pdf?contentNo=14&alternativeNo=> を参照。

依存度が高まっていった。こうした状況を受け、MDPの発足当初からこの枠組みに批判的な立場を取っていたドイツは、2009年のMDP年次計画を定めた規則（Commission Regulation(EC) No 983/2008）の無効を求めて2008年12月23日、EU司法裁判所に提訴した。その主張としては、MDPは介入在庫農産物を社会的な目的に使うために生み出されたCAPの補助的措置であるが、介入在庫の減少により専ら市場調達食料によって運営されており、このことは、一時的に在庫食料を利用できない場合に限り市場調達を認めた規則（Regulation(EC) No 1234/2007）の要件を満たさず、法的根拠を持たないというものであった⁽¹³⁾。EU司法裁判所は2011年4月13日にドイツの主張に沿った判決⁽¹⁴⁾を出し、MDPは2013年の実施分を最後に終了することとなった。MDPへの加盟国の参加は任意であったが、2011年には20か国において1,890万人がその恩恵を受けていた⁽¹⁵⁾。

(2) FEAD規則の制定

欧州委員会は、2011年6月29日に公表した2014～2020年の財政支出計画である多年度財政枠組み（multiannual financial framework: MFF）の案において、これまでCAPの下で実施していた困窮者への食料支援を、欧州社会基金（ESF）の枠組みに移行することを提案した⁽¹⁶⁾。さらに、2012年10月24日には、MDPに代わり実施の根拠となるFEADの規則案⁽¹⁷⁾を公表した。FEADは、従来のCAPとは切り離され、EU運営条約の第175条が規定する、結束政策に関する措置⁽¹⁸⁾を法的根拠として実施されることとなった。また、欧州2020戦略に盛り込まれた貧困削減目標に貢献することが、FEADの目的とされた。当初の規則案では、FEADの予算は約25億ユーロであったが、審議の過程で欧州議会の主導により約35億ユーロに増額された⁽¹⁹⁾。FEAD規則は、2014年3月11日に制定され、同年3月12日から施行された⁽²⁰⁾。同規則は全64か条から成り、全ての加盟国に対して直接適用される。

なお、FEAD規則案が2014年2月25日に欧州議会で採択されたことを受けて、貧困問題に取り組む活動を行うカリタスヨーロッパ、欧州貧困撲滅ネットワーク、赤十字EU事務所等の団体は、採択を歓迎するとともに、実施に際しては、必要な支援を届けるためあら

(13) “Action brought on 23 December 2008 – Germany v Commission (Case T-576/08),” *Official Journal of the European Union*, C55, 2009.3.7, pp.43-44. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_2009.055.01.0043.02.ENG>

(14) “Judgment of the General Court of 13 April 2011 – Germany v Commission (Case T-576/08),” *Official Journal of the European Union*, C160, 2011.5.28, pp.16-17. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62008TA0576>>

(15) European Commission, *The Fund for European Aid to the Most Deprived (FEAD): Breaking the vicious circle of poverty and deprivation*, 2015, p.4. <<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=14777&langId=en>>

(16) “A Budget for Europe 2020,” COM(2011)500final, 2011.6.29. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52011DC0500>>

(17) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the Fund for European Aid to the Most Deprived,” *op.cit.*(8) なお、規則案では、MDP終了後も引き続き困窮者への食料支援を可能とするよう慈善団体等や欧州議会から要請があったことを紹介するとともに、各加盟国の意見は分かれているとし、2011年12月に13か国がこうした支援の継続を支持する声明を発表した一方、7か国が継続に反対していることを紹介している。

(18) EU運営条約の第174条では、EUが経済的、社会的及び領域的結束の強化を導く行動を発展させること、とりわけ域内地域間の発展レベルの差異や、最も不利な条件にある地域の後進性の縮小を目指すことが定められている（結束政策）。第175条では、この結束政策の目的の達成に向けて各加盟国とEUがそれぞれの政策を実施すること、またEUは目的別に設けられた構造基金（Structural Funds）、すなわち地域開発事業を対象とする欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）や職業訓練等の就労支援を対象とするESFを通じて支援を行うことが定められているほか、EUによるその他の行動が必要な場合、立法手続に基づき採択できることが定められている。

(19) Christiaan van Lierop, “Fund for European Aid to the Most Deprived (FEAD),” *At a glance*, European Parliamentary Research Service, 2015. <http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2015/549010/EPRS_ATAG%282015%29549010_EN.pdf>

(20) “Regulation (EU) No 223/2014 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2014 on the Fund for European Aid to the Most Deprived,” *op.cit.*(1)

ゆる段階において NGO 団体により意義のある関与ができるよう求めた共同の声明を発表した⁽²¹⁾。

II FEAD の概要及び初年度の実施状況

1 FEAD の概要

以下では、FEAD 規則に基づき、FEAD の概要を紹介する。

(1) FEAD の設置とその目的

FEAD は、2014 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間設置される（第 1 条）。FEAD では、困窮者に対して非財政的な援助（「食料、基礎物資援助又はその両方」）を提供し、また困窮者の社会への統合を目的とする社会的包摂活動を提供することによって、EU における貧困の軽減に寄与することを目的とする。これによって、欧州 2020 戦略が定める貧困削減目標である、貧困及び社会的排除の危機にさらされている人を 2000 万人減らすことに寄与し、さらに社会的結束の強化に寄与することを目的とする。（以上、第 3 条第 1 項）。FEAD は、各加盟国が責任を有している、貧困根絶及び社会的包摂のための国内の政策を補足するものでなければならない（第 3 条第 2 項）。

「困窮者」の定義については、各加盟国の所管当局又はパートナー組織が定める客観的基準に基づき援助の必要性が証明された自然人とされている（第 2 条第 2 号）。また、「基礎物資援助」とは、限られた価格の、かつ困窮者による個人使用目的の基礎的な消費財、例えば、衣類、履物、衛生用品、学校用品、寝袋等を提供することを指す（第 2 条第 1 号）。

「パートナー組織」とは、食料、基礎物資援助若しくはその両方を直接あるいは他のパートナー組織を通じて届ける、又は困窮者の社会的包摂を目的とする活動を行う公共団体や非営利組織であり、各加盟国の管理機関⁽²²⁾が当該組織の事業を選出したものを指す（第 2 条第 3 号）。

(2) 支援の範囲及び原則

FEAD は、加盟国が選んだパートナー組織を通じて困窮者に食料、基礎物資援助又はその両方を分配することによって、当該加盟国の国内の計画を支援する。寄付された食料の収集、輸送、保管及び分配に関連する活動や、食料や基礎物資援助の提供を補足する付随的な措置を支援することもできる（第 4 条）。この付随的措置の例としては、利用可能な社会サービスや一時的保護施設に関する情報、金銭的な知識や負債の調停、均衡の取れた食事に関する情報、健康・教育サービスの紹介、心理的な支援等が想定されている⁽²³⁾。また、困窮者の社会的包摂に寄与する活動を支援する。あわせて、このような援助の分野における優れた取組の共有やネットワーク形成を、EU レベルで促進する義務も定められている（以上、第 4 条）。なお、社会的包摂を支援する活動としては、福祉活動、社会生活への適応や人とのつながりを形成するための活動、ライフスタイルや技能の改善に向け

(21) “Civil society organisations welcome the new FEAD,” 2014.2.25. Caritas Europa website <http://www.caritas.eu/sites/default/files/fead_press_release_25_feb_fin.pdf> なお、カリタスヨーロッパ（Caritas Europa）は、カトリック教会を基盤に各種の援助活動を行う国際 NGO である国際カリタス（Caritas Internationalis）の組織で、欧州の 49 組織が加盟している。欧州貧困撲滅ネットワーク（European Anti-Poverty Network）は EU 加盟国の貧困対策に関わる NGO 等の団体のネットワークで、情報共有や EU 及び加盟国の政策形成に対するロビー活動等を行っている。

(22) 事業の運営、監視及び監査については各加盟国が責任を有し、各加盟国は事業計画の運営を行う管理機関を指定することとされている（第 30 条～第 32 条）。

(23) European Commission, *op.cit.*(15), p.9.

た訓練、権利・義務に関する情報の説明、語学訓練等が想定されている⁽²⁴⁾。

FEAD の主な原則は、表 1 のとおりである。

表 1 FEAD の運用上の主な原則

非差別	男女間の平等を促進及び維持すること。全ての人の尊敬及び尊厳。
環境への配慮	食料の購入に際して地球の気候への影響を考慮し、食料廃棄の削減に向けて努力すること。
均衡の取れた食事の促進	困窮者の均衡の取れた食事に寄与すること。
パートナーシップ	加盟国、地方及び地方の機関や、NGO との協力関係を結ぶこと。
有効性及び効率性	健全な財政管理を行うこと。運営上の負担を削減すること。

(出典) European Commission, “Main FEAD Principles,” *The Fund for European Aid to the Most Deprived (FEAD): Breaking the vicious circle of poverty and deprivation*, 2015, p.4. <<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=14777&langId=en>> を基に筆者作成。

欧州委員会及び加盟国は、FEAD からの支援が、関連する EU の政策や優先事項と調和したものであり、EU の他の手段と相互に補完的であるよう確保しなければならない（第 5 条第 2 項）、ESF 等の計画と調整を行わなければならない（第 5 条第 6 項）。また、欧州委員会及び加盟国は、特に監視や実施報告、評価を通じて FEAD の有効性を確保しなければならない（第 5 条第 8 項）。FEAD の支援を受けた事業は、EU 法や加盟国の国内法を遵守し、支援が消費者製品の安全に関する EU の法令に適合した食料又は物品の分配に限って使われるよう定められている（第 5 条第 12 項）。事業の実施に際して、欧州委員会及び加盟国は、男女間の平等を促進し、人種、宗教、障害の有無、年齢、性的指向等に基づく差別を防止しなければならない（第 5 条第 11 項）、困窮者の尊厳の尊重についても義務付けられている（第 5 条第 14 項）。また、困窮者の要求に関する客観的基準に基づいて食料若しくは基礎物資援助又はその両方のいずれかが選択されなければならない、食品の種類は、困窮者の均衡の取れた食事に寄与することを考慮して選択されるよう定められている（第 5 条第 13 項）。

(3) 財源及びその割当て

FEAD の枠組みにおいて 2014 年から 2020 年までに使用可能な財源は、2011 年の物価を基準として 33 億 9,568 万 4,880 ユーロ（1 年間当たり 4 億 8,509 万 7,840 ユーロ）であり、ただし、年間 +2% の物価上昇率として EU 予算に算入される（第 6 条及び附属書 2）。前身の MDP では加盟国の参加は任意とされていたが、FEAD では全ての加盟国がこの規則の適用の対象となり、それぞれの加盟国への財源の割当額が附属書 3 の表で定められている。

(4) 支援事業の流れ

FEAD における援助物資の提供までの概略は、表 2 のとおりである。

表 2 困窮者に対する援助物資提供の流れ

1	事業計画の作成	加盟国は、自国の状況や必要性に基づき事業計画を作成する。提供する援助については、食料のみ、基礎物資援助のみ又はその両方から選択することができる。
2	実施方法の選択	加盟国の当局は、FEAD の支援をその国内においてどのように提供するかを決定する。
3	事業計画の承認	欧州委員会は、加盟国が 2014～2020 年に実施する実施計画を承認する。

(24) *ibid.*, p.10.

4	パートナー組織の選出	FEAD による支援を運用するため、加盟国は（公的な又は非営利の）パートナー組織を選出する。なお、パートナー組織、特にボランティアに依存する地域の NGO に対して、管理上の大きな負担を負わせてはならない。
5	援助物資の購入・輸送	加盟国の当局又はパートナー組織が援助物資を購入し、その後、分配を担当するパートナー組織に輸送される。
6	援助物資の分配	パートナー組織は、困窮者に援助物資を分配する。援助物資の分配は、付随的措置と併せて行われる（保育施設等の児童に対して提供される場合は除く）。

（出典）European Commission, “How does FEAD material assistance reach people?” *The Fund for European Aid to the Most Deprived (FEAD): Breaking the vicious circle of poverty and deprivation*, 2015, p.12. <<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=14777&langId=en>> を基に筆者作成。

全ての加盟国は、FEAD 規則の効力発生から 6 か月以内に、2014 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間における、「食料、基礎物資援助又はその両方の事業計画」（以下「OP I」。OP は Operational Program（事業計画）の略語である。）及び「困窮者の社会的包摂事業計画」（以下「OP II」）のいずれか又は両方を作成しなければならない（第 7 条第 1 項）。OP I は、困窮者への食料や基礎物資援助の分配に関する事業計画であり、また、OP II は、困窮者の社会的包摂を目的とした金銭・物資以外の援助で、職業訓練等の積極的労働市場政策⁽²⁵⁾以外の活動に関する事業計画である（第 2 条第 5 号及び第 6 号）。各事業計画の中で定めなければならない内容（対象とする貧困の種類、事業の選択基準や内容の説明、困窮者の適格基準の設定方法、パートナー組織の選出方法、資金調達計画等）については、第 7 条第 2 項から第 4 項で規定されており、必要に応じて附属書 1 が定める様式に基づき自国の事業計画を作成するものとされている。OP I では、保育施設等の児童に援助が提供される場合を除き、付随的措置を行わなければならない（第 7 条第 4 項）。なお、事業計画の提出に際しては、当該事業計画に関する事前評価を併せて提出しなければならない。この中で、貧困削減目標に対する貢献、事業計画の整合性・妥当性、他の関連する政策との関係性等を評価しなければならない（第 16 条）。

欧州委員会は、事前評価を考慮した上で、提出された事業計画を承認する。事業計画の提出後に欧州委員会が意見を示した場合には、これを受けて加盟国は必要な追加情報を提出し又は事業計画案を修正しなければならない（以上、第 8 条）。承認された事業計画の修正を加盟国が希望する場合には、修正案と修正の理由を欧州委員会に提出し、欧州委員会が承認する（第 9 条）。

（5）実施報告、監視、評価等

2015 年から 2023 年までの間、加盟国は、前会計年度に実施した事業に関する年次実施報告書を毎年 6 月 30 日までに欧州委員会に提出しなければならない。年次実施報告書に記載する内容は、欧州委員会が委任行為に基づいて定める⁽²⁶⁾。また加盟国は、事業に関する最終実施報告書を 2024 年 9 月 30 日までに提出しなければならない。各加盟国の管理機関は、全ての年次及び最終実施報告書の内容の概要を公開しなければならない。なお、OP I の年次実施報告書の作成に際しては、加盟国は関係者と協議を行い、そこで表明され

(25) 積極的労働市場政策とは、失業給付等により失業者の生活保障を行う消極的労働市場政策に対し、労働市場からの排除を未然に防ぐ、又は排除された労働者を再び労働市場に戻すことを目的とした諸施策の総称であり、失業者の生活保障を労働市場への復帰という形で実現することを志向するものである。宮寺由佳「スウェーデンにおける就労と福祉—アクティベーションからワークフェアへの変質—」『外国の立法』No.236, 2008.6, p.104. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000240_po_023617.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

た関係者の意見の概要を当該実施報告書に添付しなければならない（以上、第 13 条）。

OP II については、加盟国は事業の実施を監視するための委員会を設置し、その構成員の一覧を公開しなければならない。監視委員会は少なくとも年に 1 回会合を行い、事業の実施状況や目的の達成に向けた進展を審査する（以上、第 11 条及び第 12 条）。

また、事業計画の実施状況や年次実施報告書を審査するため、欧州委員会と加盟国は 2014 年から 2023 年の間、毎年審査会議を開催しなければならない。審査会議における欧州委員会の意見に対し、加盟国は適切な追加情報を提供しなければならない（第 14 条）。

事業計画に基づく事業について加盟国が実施する前述の事前評価に加えて、欧州委員会は、FEAD に関する中間評価及び事後評価を行う。いずれの評価も、事業計画の実施に責任を有する機関とは職務上独立した専門家によって実施される。全ての評価は公開され、評価には、最終受領者（援助を受けた困窮者）の身元に関する情報を含めてはならない。欧州委員会は、2018 年 12 月 31 日までに FEAD の中間評価を欧州議会及び EU 理事会に提出し、また、事後評価は 2024 年 12 月 31 日までに完了しなければならない。（以上、第 15 条～第 18 条）。

(6) FEAD からの財政的支援

事業計画における FEAD の資金提供の割合は、適格な公共支出⁽²⁷⁾の 85% 以下と定められている（第 20 条）。つまり各加盟国は、必要な資金のうち少なくとも 15% を負担しなければならない。ただし、一時的な財政難にある加盟国に対しては、FEAD からの資金提供の割合を 95% まで増やすことができることが定められている（第 21 条）。また、困窮者に提供される食料・基礎物資援助は、パートナー組織が自ら購入することも、あるいは公共団体が購入してパートナー組織に（無料で）提供することも可能である（第 23 条第 4 項）。これらは、困窮者に無料で分配されなければならない（第 23 条第 5 項）。購入費用のほか、輸送、保管、分配等の必要経費も FEAD の支援の対象となる（第 26 条）。

2 初年度の実施状況

欧州委員会は、2016 年 6 月 30 日付けで FEAD の初年度（2014 年）の実施状況に関する報告書⁽²⁸⁾を公表した。同報告書によると、2014 年 9 月初めまでに大半の事業計画が欧州委員会に提出され、同年末までに 25 か国の事業計画が採用された。残りの 3 か国分（ドイツ、スウェーデン、英国）についても、2015 年初めに承認された。各加盟国が選択した援助の類型は表 3 のとおりで、24 か国が OP I を、4 か国が OP II を選択した。

(26) 「委任行為 (delegated acts)」とは、立法行為の非本質的な要素を補足又は修正するために欧州委員会が一定の要件の下に採択する、「一般的適用性を有する非立法行為」であり、「委任規則」「委任指令」「委任決定」が存在する。庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.100-102, 209-210. なお、実施報告書の記載内容については、委員会委任規則として“Commission Delegated Regulation (EU) No 1255/2014 of 17 July 2014 supplementing Regulation (EU) No 223/2014 of the European Parliament and of the Council on the Fund for European Aid to the Most Deprived by laying down the content of the annual and final implementation reports, including the list of common indicators,” *Official Journal of the European Union*, L337, 2014.11.25, pp.46-50. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014R1255>> が採択されている。

(27) FEAD 規則における「公共支出」は、国家、地域又は地方の公的機関の予算や、基金に関連する EU の予算などから、事業の資金調達に対してなされる出資を指している。後掲の翻訳の第 2 条第 12 号を参照。

(28) European Commission, *Report from the Commission to the Council and the European Parliament: Summary of the Annual Implementation Reports for the Operational Programmes Co-financed by the Fund for European Aid to the Most Deprived in 2014*, COM(2016)435final, 2016.6.30. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0435>>

表 3 加盟国別の援助の類型

事業計画	援助の類型	加盟国
OP I	食料	ブルガリア、エストニア、スペイン、フランス、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、フィンランド、英国（9 か国）
OP I	基礎物資援助	オーストリア、キプロス（2 か国）
OP I	食料及び基礎物資援助	ベルギー、チェコ、アイルランド、ギリシャ、クロアチア、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア（13 か国）
OP II	社会的包摂活動	ドイツ、デンマーク、オランダ、スウェーデン（4 か国）

(出典) European Commission, *Report from the Commission to the Council and the European Parliament: Summary of the Annual Implementation Reports for the Operational Programmes Co-financed by the Fund for European Aid to the Most Deprived in 2014*, COM(2016)435final, 2016.6.30, p.3. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0435>> を基に筆者作成。

このうち 8 か国（ベルギー、スペイン、フランス、リトアニア、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル及びスロヴェニア）については、2014 年中に援助が開始され、合計 22 万 8707 トンの食料が困窮者に届けられた。提供された食料の内容は国ごとに異なるが、8 か国全てが複数の種類の食料を組み合わせた形態（food package）で配布し、ベルギー及びスペインでは困窮者に対して食事の提供も行われた。援助の対象となったのは延べ約 1096 万人で、このうち 4 分の 1 を超える約 309 万人が 15 歳以下、約 122 万人が 65 歳以上であり、約半数の 561 万人が女性であった。また、約 62 万人が障害者、約 72 万人が移民、国外出身者（難民を含む）及び少数民族、約 7 万人がホームレスと推定されている。

報告書において、欧州委員会は、2014 年の実施内容について、当初の想定を大きく上回る人々に支援を届けることができたと評価している。同時に、貧困の危機にさらされている人々の数と比較すれば FEAD の予算は少額であるため、EU 及び各加盟国における他の手段と相互に補完的に実施することが重要であると指摘している。欧州委員会は、2015 年中にはほとんどの加盟国で実施される見込みであり、2015 年分の報告書は 2016 年末頃までに公開されるとしている。

おわりに

FEAD では、事業計画の実施による加盟国ごとの国内の取組に加えて、困窮者の援助に携わる関係者の間で、関連する経験や成果の共有、ネットワークの形成等を行うことも定められている（FEAD 規則第 4 条第 3 項及び第 10 条）。この目的のため、会合及びオンラインにより交流を行う場として、EU の機関や EU レベルの NGO、FEAD における各加盟国の管理機関やパートナー機関等が参加する「FEAD ネットワーク」が立ち上げられた⁽²⁹⁾。2016 年 6 月 2～3 日に FEAD ネットワーク設立会合が開催され、FEAD の事業実施に際しての課題や、子どもの貧困対策、食料援助、社会的包摂といったテーマが取り上げられている⁽³⁰⁾。

第 I 章第 2 節で紹介したとおり、FEAD は前身の、EU の共通農業政策において過剰になっ

(29) “FEAD Network.” European Commission website <<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1207&langId=en>>

(30) European Commission, *FEAD Network: Fund for European Aid to the Most Deprived: Conference Report*, 2016. <<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=15804&langId=en>>

た農産物を活用して困窮者に対し援助を提供した MDP の終了に伴い、新たな援助の手段として導入されたものである。新たな枠組みでは、従来の食料援助に加えて、生活必需品としての基礎物資援助の提供や、困窮者の社会への統合を目的とする社会的包摂活動も支援の手段として選択肢に加わった。これらの中から、各国の状況に合わせて加盟国が選択し、困窮者に提供することによって、EU において近年増大した貧困への対処に寄与するよう位置付けられている。各加盟国における事業実施の結果や課題、事例等については、2 年目以降の年次実施報告書や 2018 年にまとめられる中間評価等の情報によって、今後明らかになるであろう。

(しまむら ともち)

欧州困窮者援助基金に関する 2014 年 3 月 11 日の欧州議会及び 理事会の規則 (EU) No 223/2014(抄)

Regulation (EU) No 223/2014 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2014
on the Fund for European Aid to the Most Deprived

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子訳

【目次】

- 第 1 編 総則 (第 1 条～第 5 条)
- 第 2 編 財源及び計画 (第 6 条～第 10 条)
- 第 3 編 監視、評価、通知及び報告 (第 11 条～第 19 条)
- 第 4 編 基金からの財政的支援 (第 20 条～第 27 条)
- 第 5 編 管理及び監督 (第 28 条～第 37 条) (略)
- 第 6 編 財務管理、収支報告書の調査及び受理、会計上の修正並びに支払義務の取消し (第 38 条～第 61 条)
(略)
- 第 7 編 権限の委任、実施及び最終規定 (第 62 条～第 64 条) (第 62 条及び第 63 条略)

欧州議会及び欧州連合理事会は、欧州連合運営条約⁽¹⁾、特にその第 175 条第 3 項に鑑み、
…中略…この規則を採択した。

第 1 編 総則

第 1 条 主題及び趣旨

この規則は、欧州困窮者援助基金 ([以下]「基金」)⁽²⁾を 2014 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間設置し、基金の目的、その支援の範囲、使用可能な財源及び各加盟国への財源の割当てを決定し、基金の有効性及び効率性を確保するために必要な規定を定める。

第 2 条 定義

次の各号に掲げる定義を適用する。

(1) 「基礎物資援助」とは、限られた価格の、かつ、困窮者による個人使用目的の基礎的な消費財、例えば、衣類、履物、衛生用品、学校用品及び寝袋 [の提供] をいう。

* この翻訳は、Regulation (EU) No 223/2014 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2014 on the Fund for European Aid to the Most Deprived を抄訳したものである。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。訳文の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を、「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission) を指す。なお、インターネット情報は、2016 年 12 月 6 日現在である。

(1) 欧州連合運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、欧州連合条約 (Treaty on European Union) と並ぶ EU の基本条約である。その第 174 条において、EU が経済的、社会的及び領域的結束の強化を導く行動を発展させること、とりわけ域内地域間の発展レベルの差異や、最も不利な条件にある地域の後進性の縮小を目指すことが定められており (結束政策)、第 175 条では、この結束政策の目標の達成に向けて各加盟国と EU がそれぞれの政策を実施すること、また EU は目的別に設けられた構造基金 (Structural Funds)、すなわち地域開発事業を対象とする欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund) や職業訓練等の就労支援を対象とする欧州社会基金 (European Social Fund) を通じて支援を行うことが定められているほか、EU によるその他の行動が必要な場合、立法手続に基づき採択できることが定められている。

(2) 原語は「Fund for European Aid to the Most Deprived」(FEAD) である。「the most deprived」は「最も恵まれない人々」「最も貧しい人々」「最も困窮している人々」といった意味であるが、本稿では便宜上「困窮者」とする。なお、この規則において FEAD の略称は「the Fund(基金)」とされている。

- (2) 「困窮者」とは、個人、家族、世帯又はそれらに類する人々から成るグループであるかを問わず、利益相反を回避しつつ、関係者と協議の上、[加盟国の] 国内の権限のある当局が定める又はパートナー組織が定める客観的基準に基づき援助の必要性が証明された自然人であり、[当該の基準は] [加盟国の] 国内の権限のある当局から承認されたものであり、また、特定の地理的範囲の困窮者を対象とする要素を含むことができる。
- (3) 「パートナー組織」とは、食料、基礎物資援助又はその両方を、適用可能な場合は、付随的措置と併せて、直接若しくは他のパートナー組織を通じて届け、又は困窮者の社会的包摂を直接の目的とする活動を引き受け、かつ、第 32 条第 3 項 (b) に基づき管理機関がその事業を選出した公共団体又は非営利組織をいう。
- (4) 「国内の計画」とは、基金と同様の目的を少なくとも一部有し、かつ、公共団体又は非営利組織が、国家、地域又は地方レベルで実施する、全ての計画をいう。
- (5) 「食料、基礎物資援助又はその両方の事業計画」(以下「OP I」) とは、困窮者の社会的排除⁽³⁾を軽減することを目的として、適用可能な場合には付随的措置と併せて、困窮者に食料、基礎物資援助又はその両方を分配することを支援する事業計画をいう。
- (6) 「困窮者の社会的包摂事業計画」(以下「OP II」) とは、困窮者の社会的包摂を目的とした、非財政的、非物質的援助から成る、積極的労働市場政策⁽⁴⁾以外の活動を支援する事業計画をいう。
- (7) 「事業」とは、関係する事業計画の管理機関が選出した又はその責任に基づく、関連する事業計画の目的に貢献する計画、契約若しくは行動をいう。
- (8) 「完了した事業」とは、物理的に完了し又は完全に実施され、受益者が全ての関連する支払を行い、対応する事業計画からの支援が受益者に支払われた事業をいう。
- (9) 「受益者」とは、事業の開始又は開始及び実施に責任を有する、公共又は民間の団体をいう。
- (10) 「最終受領者」とは、困窮者又はこの規則の第 4 条に定義された支援を受ける者をいう。
- (11) 「付随的措置」とは、自立性を高め、かつ持続可能な方法によって、社会的排除を軽減すること、社会の危機に対処すること又はその両方を目的として、食料、基礎物資援助又はその両方の分配に加えて提供される活動、例えば、均衡の取れた食事に関する指導及び家計管理に関する助言をいう。
- (12) 「公共支出」とは、事業の資金調達に対する公共の出資であり、その出所が、国家、地域若しくは地方の公的機関の予算、基金に関連する欧州連合の予算、公法に基づく団体の予算、又は欧州議会及び理事会の指令 2004/18/EC⁽⁵⁾ の第 1 条第 9 項が意味するところの公法が適用される公的機関の若しくは団体の予算であるものをいう。
- (13) 「仲介団体」とは、管理機関若しくは認証機関の責任に基づき行動し、又は受益

(3) 貧困と社会的排除はしばしば関連しており、例えば貧困層は、住居の喪失や過剰債務、医療を受けられないこと、低教育水準、基本的サービスや社会・文化活動の制限により、社会の周縁に追いやられる可能性がある。Marie Lecerf, “Poverty in the European Union: The crisis and its aftermath,” *In-depth Analysis*, European Parliamentary Research Service, 2016, p.3. <http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2016/579099/EPRS_IDA%282016%29579099_EN.pdf>

(4) 積極的労働市場政策とは、失業給付等により失業者の生活保障を行う消極的労働市場政策に対し、労働市場からの排除を未然に防ぐ、又は排除された労働者を再び労働市場に戻すことを目的とした諸施策の総称であり、失業者の生活保障を労働市場への復帰という形で実現することを志向するものである。宮寺由佳「スウェーデンにおける就労と福祉—アクティベーションからワークフェアへの変質—」『外国の立法』No.236, 2008.6, p.104. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000240_po_023617.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

者による事業の実施に関し当該機関に代わって職務を遂行する、全ての公共又は民間の団体をいう。

(14) 「事業年度」とは、7 月 1 日から [翌年] 6 月 30 日までの期間をいい、ただし、計画期間の最初の事業年度は、支出資格の開始日から 2015 年 6 月 30 日までの期間をいう。最終の事業年度は、2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までとする。

(15) 「会計年度」とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。

(16) 「不正行為」とは、基金 [からの援助] の実施に従事する事業者の行為又は不作為により生じる、欧州連合の法又は国内法の適用に関する違反であり、欧州連合の予算に不当な支出項目を課すことにより欧州連合の予算に損害を与える効果を有する又はその可能性があるものをいう。

(17) 「事業者」とは、基金からの援助の実施に参加する全ての自然人、法人又は他の法主体をいう。ただし、公的機関としてその権力を行使している加盟国は除く。

(18) 「体系的不正行為」とは、この規則に基づく適切な手続を定めていない等、管理及び監督制度の有効な機能の重大な欠陥に起因する、同種の事業において発生する可能性が高い、再発性を有する全ての不正行為をいう。

(19) 「制度の管理及び監督の効果的な機能における重大な欠陥」とは、制度に相当な改善が要求される欠陥であり、基金を重大な不正行為の危険にさらし、また、その存在が、管理及び監督制度の機能に関する無限定 [適正] 意見⁽⁶⁾に矛盾するものをいう。

第 3 条 目的

1. 基金は、構造基金⁽⁷⁾を補うと同時に、欧州 2020 戦略⁽⁸⁾に基づき、貧困及び社会的排除の危機にさらされている少なくとも 2000 万人の貧困削減目標の達成に寄与することにより、社会的結束を促進し、社会的包摂を強化し、その結果、最終的に欧州連合における貧困を根絶するという目的に寄与しなければならない。基金は、困窮者に対し、食料、基礎物資援助又はその両方により非財政的援助を提供し、また、困窮者の社会的統合を目的とする社会的包摂活動を提供することにより、最悪の形態の貧困を軽減するという特定の目的の達成に寄与しなければならない。

この目的及び基金 [からの援助] の実施の結果は、質的及び量的に評価されなければ

(5) 「公共業務契約、公共供給計画及び公共サービス契約の受注手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び理事会指令 2004/18/EC」(“Directive 2004/18/EC of the European Parliament and of the Council of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts,” *Official Journal of the European Union*, L 134, 2004.4.30, pp.114-240.) この指令は、「公共調達及び指令 2004/18/EC の廃止に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会及び理事会指令 2014/24/EU」(“Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC” *Official Journal of the European Union*, L94, 2014.3.28, pp. 65-242.) により、2016 年 4 月 18 日に廃止されている。

(6) 監査人が、監査報告書上で、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める意見を表明することを無限定適正意見という。これは、監査人が、当該財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得たという判断を示している。松尾幸正・平松一夫編著『基本会計学用語辞典改訂版』同文館出版、2008、p.304。

(7) EU は、域内における後進地域の開発支援や若年層・長期失業者の就労支援、農業支援等を行っており、このために設けられた目的別の基金を通じて資金提供を行っている。このような基金は構造基金 (Structural Funds) と呼ばれ、域内の地域間格差是正を目的として、後進地域を対象とした地域開発事業に関する欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund) 及び職業訓練等の就労支援を行うための欧州社会基金 (European Social Fund) がこれに当たる。

(8) 欧州 2020 戦略は、EU が 2010 年に策定した 10 か年の成長戦略。European Commission, “Communication from the Commission: Europe 2020—A strategy for smart, sustainable and inclusive growth,” COM(2010)2020 final, 2010.3.3. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>>

ならない。

2. 基金は、貧困根絶及び社会的包摂のための、持続可能な〔加盟国の〕国内の政策を補足するものでなければならず、同政策は、引き続き加盟国の責任の下にあるものとする。

第4条 支援の範囲

1. 基金は、加盟国が選出したパートナー組織を通じ、食料、基礎物資援助又はその両方を困窮者に分配する〔加盟国の〕国内の計画を支援しなければならない。困窮者への食料の供給を拡大し及び多様化し、食料廃棄を削減し及び防止するため、基金は、寄付された食料の収集、輸送、保管及び分配に関連する活動を支援することができる。基金は、食料、基礎物資援助又はその両方の提供を補足する、付随的な措置を支援することもできる。
2. 基金は、困窮者の社会的包摂に寄与する活動を支援しなければならない。
3. 基金は、困窮者への非財政的援助の分野における優れた取組の相互学習、ネットワーク形成及び普及を、欧州連合レベルにおいて促進しなければならない。

第5条 原則

1. 基金に割り当てられた欧州連合の予算は、財政規則⁽⁹⁾第58条第1項(a)に基づく直接管理の枠組みにおいて執行されなければならない委員会主導の技術的援助を除き、財政規則第58条第1項(b)に基づき、加盟国及び委員会の共同管理の枠組みにおいて執行されなければならない。
2. 委員会及び加盟国は、各加盟国の状況を考慮しつつ、基金からの支援が欧州連合の関連する政策及び優先事項と調和したものであり、かつ、欧州連合の他の手段と相互に補完的であるよう確保しなければならない。
3. 基金からの支援は、補完性原則⁽¹⁰⁾に基づき、委員会及び加盟国の緊密な協力において実施しなければならない。
4. 加盟国及びこの目的のために加盟国が指定した団体は、当該加盟国の制度的、法的及び財政的枠組みに基づき、事業計画の実施並びにこの規則に基づく加盟国及び団体の任務の遂行に責任を有するものとし、この規則を遵守しなければならない。
5. 基金〔からの援助〕の実施及び使用のための手順並びに、特に報告、評価、管理及び監督に関して必要となる財政的及び管理上の資源は、割り当てられた支援の水準及び主にボランティアによって機能している組織の限られた管理能力を踏まえた上で、比例性原則⁽¹¹⁾を考慮したものでなければならない。

(9) 「欧州連合の一般予算に適用される財政規定に関する、及び理事会規則 (EC, Euratom) No 1605/2002 を廃止する 2012 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 (EU, Euratom) No 966/2012」 (“Regulation (EU, Euratom) No 966/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on the financial rules applicable to the general budget of the Union and repealing Council Regulation (EC, Euratom) No 1605/2002,” *Official Journal of the European Union*, L298, 2012.10.26, pp.1-96. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02012R0966-20160101>> 2014 年及び 2015 年に一部改正。) 同規則の第 58 条第 1 項は、欧州委員会による予算の執行方法を規定しており、(a) は欧州委員会が直接行う方法 (直接管理)、(b) は加盟国と共同で行う方法 (共同管理) を定めている。

(10) EU 法における補完性原則は、EU 条約第 5 条第 3 項 (「連合は、排他的権限に属しない分野において、提案されている行動の目的が加盟国により中央レベル又は地域及び地方レベルのいずれかにおいて十分に達成されることができないが、提案されている行動の規模又は効果のゆえに連合レベルでより良く達成されることができるとした場合のみ、かつ、その限りにおいて行動する」) に規定され、EU に権限が存在する場合に、実際にその権限を行使すべきかどうかを決定する際の基準となる。庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店、2013, p.36.

(11) EU 法における比例性原則は、EU 条約第 5 条第 4 項 (「連合の行動の内容及び形式は、両条約 [EU の基本条約] の目的を達成するために必要な限度を超えてはならない」) に規定され、EU に権限が存在し、補完性原則に基づき EU が実際にその権限を行使すべきであると判断された後、その権限をどのように行使すべきかに関する基準を示す。同上, pp.38-39.

6. 委員会及び加盟国は、それぞれの責任に基づき、かつ、二重の資金提供を防止するため、ESF[欧州社会基金] 及び関連する欧州連合の他の政策、戦略及び手段、特に、公衆衛生及び食料廃棄対策の分野における欧州連合の計画と調整を行わなければならない。
 7. 委員会、加盟国及び受益者は、財政規則第 30 条⁽¹²⁾に基づき、健全な財政管理の原則を適用しなければならない。
 8. 委員会及び加盟国は、特に監視、報告及び評価を通じ、基金の有効性を確保しなければならない。
 9. 加盟国及び委員会は、この規則が定める関係者の協議を実施する際、パートナーシップ原則⁽¹³⁾を尊重し、事業計画が準備、計画、実施、監視及び評価されるよう確保しなければならない。
 10. 委員会及び加盟国は、基金の有効性を確保するための行動を取らなければならない、受益者の運営上の負担を軽減するため、基金に関するそれぞれの役割を遂行しなければならない。
 11. 委員会及び加盟国は、基金の準備、計画、実施、監視及び評価の様々な段階において、また、優れた取組に関する情報及び意識向上のための活動や共有において、男女間の平等及びジェンダー統合の観点を考慮し、促進するよう確保しなければならない。委員会及び加盟国は、可能な場合は、性別によって分類したデータを使用しなければならない。
- 基金の使用並びに基金の支援を受けた計画及び事業の使用に当たり、性別、人種又は民族、宗教又は信条、障害、年齢又は性的指向に基づくあらゆる差別を防止するため、委員会及び加盟国は、適切な手段を講じなければならない。
12. 基金の支援を受けた事業は、適用可能な欧州連合の法及びその適用に関する[加盟国の]国内法(「適用可能な法」)を遵守しなければならない。特に、基金は、消費者製品の安全に関する欧州連合の法に適合した食料又は物品の分配を支援する目的に限り、使用することができる。
 13. 加盟国及び受益者は、困窮者の要求に関する客観的基準に基づき、食料、基礎物資援助又はその両方を選択しなければならない。食品及び、適切な場合には、物品の選択基準は、特に食料廃棄の削減を目指し、気候及び環境の観点を考慮に入れなければならない。分配する食品の種類は、適切な場合には、困窮者の均衡の取れた食事に寄与することを考慮して選択されなければならない。
 14. 委員会及び加盟国は、この基金の枠組みにおいて提供される援助が困窮者の尊厳を尊重するよう、確保しなければならない。

(12) “Regulation (EU, Euratom) No 966/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on the financial rules applicable to the general budget of the Union and repealing Council Regulation (EC, Euratom) No 1605/2002,” *op.cit.*(9) 第 30 条は、欧州連合予算は健全な財政管理の原則、すなわち節約、有効性及び効率性に基づき使用しなければならないことを規定している。

(13) パートナーシップ原則は、EU の基金を運営する際の基本方針の一つであり、欧州委員会、加盟国における国、地域及び地方レベルの公的機関並びにソーシャルパートナー、NGO 及びその他の関係者の間の緊密な連携を意味する。European Commission, “The European code of conduct on partnership in the framework of the European Structural and Investment Funds,” 2014, p.5. <<http://ec.europa.eu/esf/BlobServlet?docId=443&langId=en>>

第 2 編 財源及び計画

第 6 条 全体財源

1. 2014 年から 2020 年までの期間の予算として使用可能な基金の財源は、附属書 2 が定める年次内訳に基づき、2011 年の物価を基準として 3,395,684,880 ユーロ⁽¹⁴⁾とする。
2. 2014 年から 2020 年までの期間における各加盟国への基金の割当てについては、附属書 3 において定める。各加盟国への〔割当ての〕最小額は、期間全体において 350 万ユーロである。
3. 計画及び欧州連合の一般予算への算入のため、財源の金額の〔物価〕指数は、年間 2% とする。
4. 全体財源のうち 0.35% は、委員会主導の技術的援助に割り当てるものとする。

第 7 条 事業計画

1. 全ての加盟国は、この規則の効力発生から 6 か月以内に、2014 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間における OP I〔食料、基礎物資援助又はその両方の事業計画〕、OP II〔困窮者の社会的包摂事業計画〕又はその両方を委員会に提出しなければならない。
2. OP I では、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (a) 第 16 条に基づき実施される事前評価の結果に鑑み、事業計画に基づき扱う物質的貧困の類型の特定及び当該類型の選択の正当性、扱う物質的貧困の類型ごとの、食料、基礎物資援助又はその両方の分配の主な特徴並びに、必要に応じ、提供する付随的措置
 - (b) 扱う物質的貧困の類型ごとの、対応する国内の計画又は複数の計画
 - (c) 必要に応じ、扱う物質的貧困の類型ごとに区別した、困窮者の適格基準を定める手段
 - (d) 事業の選出基準及び、必要に応じ、扱う物質的貧困の類型ごとに区別した、選出方法
 - (e) 必要に応じ、扱う物質的貧困の類型ごとに区別した、パートナー組織の選出基準
 - (f) ESF との相互補完性を確保するための方法
 - (g) 扱う物質的貧困の類型及び対応する付随的措置ごとに分けた、事業計画からの支援に関する計画期間全体の全ての資金割当額を記入した一覧表を含む、資金調達計画
3. OP II では、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (a) 援助の優先事項選択を正当とする根拠を含め、欧州 2020 戦略に基づく社会的結束及び貧困削減の促進に計画を貢献させるための戦略
 - (b) 第 16 条に基づき実施される事前評価の結果に鑑み、国内における必要性の特定に基づく、事業計画の具体的な目的。事前評価は、事業計画と同時に委員会に提出されなければならない。
 - (c) 計画期間全体について、行動の類型ごとに分けて示した、事業計画からの支援に関する全ての資金割当額を記入した一覧表を含む資金調達計画
 - (d) 対象となる困窮者の特定
 - (e) 対応する支出割当てに関する財務指標
 - (f) 具体的な目的に対して想定される成果、対応する計画の具体的な成果、並びに基準

(14) 1 ユーロは約 114 円（平成 28 年 11 月分報告省令レート）。3,395,684,880 ユーロは約 3870 億円。

値及び目標値を含む成果指標

(g) 支援の対象となる行動の類型及び例、事業選出の指針を含む、(b) に掲げる具体的な目的に対し当該行動がもたらす貢献、並びに、適切な場合には、受益者の類型の特定

(h) ESF との相互補完性を確保し、事業の重複や二重の資金提供を防止するための方法

4. 加えて、全ての事業計画では、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(a) 管理機関、適用可能な場合には認証機関、監査機関、及び委員会が支払を行う団体の特定並びに監視手続

(b) 事業計画の作成に際し、関係者及び、適切な場合には、権限のある地域、地方及び他の公的機関を参加させるために行う措置

(c) 事業計画の実施に関係する受益者の管理能力を強化するための行動を含む、第 27 条第 4 項に基づく技術的援助の実施予定

(d) 基金及び第 20 条に基づく共同資金提供からの支援により想定される資金割当額を記入した、第 20 条に基づく年別の一覧表を含めた資金調達計画

食料、基礎物資援助又はその両方を直接届ける、第 7 条第 2 項 (e) に掲げるパートナー組織は、単独又は他の組織と協力し、困窮者の社会的包摂を目的として、適切な場合にはふさわしいサービスへの再設定により、物質的援助の提供を補足する活動を、当該活動が基金の援助を受けるか否かにかかわらず行わなければならない。ただし、食料、基礎物資援助又はその両方が、保育施設又は類似の施設の困窮した児童に対してのみ提供される場合には、このような付随的措置は必須ではないものとする。

5. 加盟国又は加盟国が指定した全ての当局は、事業計画を作成しなければならない。加盟国又は加盟国が指定した全ての当局は、全ての関係者及び、適切な場合には、地域、地方及び他の権限ある公的機関と協力しなければならない。加盟国は、事業計画が国内の社会的包摂政策と緊密に連携するよう確保しなければならない。

6. 加盟国は、必要に応じ、附属書 1 が規定する様式に基づき、自国の事業計画を作成しなければならない。

第 8 条 事業計画の採択

1. 委員会は、第 16 条に基づき実施される事前評価を考慮し、全ての事業計画について、この規則との一致及び基金の目的に対する貢献を評価しなければならない。委員会は、当該加盟国において ESF により資金提供されるいかなる実施計画とも重複がないよう確保しなければならない。

2. 委員会は、事業計画の提出日から 3 か月以内に、意見を示すことができる。加盟国は、全ての必要な追加情報を委員会に提出し、適切な場合には、事業計画案を修正しなければならない。

3. 第 2 項に基づき委員会が示した全ての意見が十分に考慮された場合、委員会は、実施行為⁽¹⁵⁾によって、当該加盟国が事業計画を提出してから遅くとも 6 か月以内に全ての事業計画を承認しなければならない。

第 9 条 事業計画の修正

1. 加盟国は、事業計画の修正の要求を提出することができる。要求には、修正した事

(15) 「実施行為 (implementing acts)」とは、法的拘束力を有する EU の行為を実施するために一律の条件が必要とされる場合に採択されるもので、「実施規則」「実施指令」「実施決定」が存在する。庄司 前掲注(10), pp.105-108, 209-210.

業計画及び修正の理由を添付しなければならない。

2. 委員会は、当該加盟国が提出した理由を考慮し、第1項に基づき提出された情報を評価しなければならない。委員会は、意見を示すことができ、当該加盟国は、全ての必要な追加情報を委員会に提出しなければならない。

3. 委員会が示した全ての意見が十分に考慮された場合、委員会は、実施行為によって、当該加盟国が事業計画の修正を提出してから遅くとも4か月以内に事業計画の修正を承認しなければならない。

第10条 優れた取組の共有

委員会は、困窮者に対する非財政的援助の分野における関連する成果について、経験の交換、能力形成、ネットワーク形成及び普及を、ウェブサイトによる方法を含め、促進しなければならない。

基金を使用していない関連組織も〔共有の枠組みに〕含めることができる。

さらに、委員会は、少なくとも1年に1回、基金からの支援の実施に関し欧州連合レベルでパートナー組織を代表する組織と協議を行わなければならない、当該協議後に、欧州議会及び理事会に対し報告を行わなければならない。

また、委員会は、基金に関連する成果、報告及び情報のオンラインによる広報を促進しなければならない。

第3編 監視、評価、通知及び報告

第11条 OP IIの監視委員会

1. OP IIを採択する決定が加盟国に通知された日から3か月以内に、当該加盟国は、当該加盟国の制度的、法的及び財政的枠組みに基づき、管理機関⁽¹⁶⁾との合意の上、事業の実施を監視するための委員会を設立又は任命しなければならない。

2. 全ての監視委員会は、当該加盟国の制度的、法的及び財政的枠組みに基づき、同委員会の手続規則を作成及び採択しなければならない。

3. 監視委員会が、当該加盟国の当局及び仲介団体の代表者、全ての関係者並びに、適切な場合には、地域、地方及び他の権限のある公的機関の代表者から成る場合、監視委員会の構成は、加盟国が決定するものとする。地域、地方及び他の権限のある公的機関の代表者並びに関係者は、各組織が透明性を有する過程を通じて監視委員会の一員に選出されなければならない。監視委員会の全ての構成員は、投票権を有することができる。監視委員会の構成員の一覧は、公開されなければならない。

4. 委員会は、顧問として監視委員会の業務に参加しなければならない。

5. 監視委員会は、当該加盟国の代表者又は管理機関の代表者がその委員長を務める。

第12条 OP IIの監視委員会の役割

1. 監視委員会は、少なくとも年に1回会合を開催し、事業の実施及びその具体的な目的の達成に向けた進展を審査しなければならない。その際には、財政データ、成果指標値の変更及び量的目標値に向けた進展を含む共通の及び計画特定の指標並びに、関連する場合は、質的分析の結果を考慮しなければならない。

(16) 事業の運営、監視及び監査については各加盟国が責任を有し、各加盟国は事業計画の運営を行う管理機関を指定することとされている（第30条～第32条）。

2. 監視委員会は、事業の達成に影響を与える全ての問題を調査しなければならない。
監視委員会は、特に次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

(a) 評価結果を含む、管理機関が提出する文書に基づく、事業計画の具体的な目標の達成に向けた進展

(b) 通知及び報告の行動の実施

(c) 男女間の平等、機会均等及び非差別に配慮し、[これらを] 促進する行動

3. 監視委員会は、次の各号に掲げる事項を調査し、承認しなければならない。

(a) 第 7 条第 3 項 (f) が規定する指針に基づく、事業の選出の方法及び基準

(b) 年次及び最終の実施報告書

(c) 管理機関による事業計画の修正に関する全ての提案

4. 監視委員会は、計画の実施及びその評価について、管理機関に対し意見を示すことができる。

監視委員会は、意見の結果取られる行動を監視しなければならない。

第 13 条 実施報告書及び指標

1. 2015 年から 2023 年までの間、加盟国は委員会に対し、毎年 6 月 30 日までに、直前の会計年度に実施した事業計画の年次実施報告書を提出しなければならない。

2. 加盟国は、第 6 項に掲げる委任行為⁽¹⁷⁾に基づき、共通の指標の一覧⁽¹⁸⁾及び、社会的包摂事業計画については、計画特定の指標の一覧を含む年次実施報告書を作成しなければならない。

加盟国は、利益相反を回避しつつ、関係者と OP I の実施報告書に関する協議を行わなければならない。報告書には、当該関係者の意見の概要を添付しなければならない。

3. 年次実施報告書は、第 6 項に掲げる委任行為に基づき要求される全ての情報が含まれている場合、適格とされなければならない。適格でない場合、委員会は、当該加盟国に対し、年次実施報告書の受領日から 15 就労日以内に通知しなければならない。委員会が期限内に通知しない場合は、当該報告書は適格とみなされる。

4. 委員会は、年次実施報告書を調査し、当該年次報告書の受領から 2 か月以内に、加盟国に対し意見を通知しなければならない。

委員会が期限内に意見を通知しない場合、当該報告書は受理されたものとみなされる。

5. 加盟国は、2024 年 9 月 30 日までに、事業計画の実施に関する最終報告書を提出しなければならない。

加盟国は、第 6 項に掲げる委任行為に基づき、最終実施報告書を作成しなければならない。

委員会は、最終実施報告書を調査し、当該最終報告書の受領から 5 か月以内に加盟国に対し意見を通知しなければならない。

委員会が期限内に加盟国に対し意見を通知しない場合、当該報告書は受理されたものとみなされる。

6. 委員会は、第 62 条に基づき、2014 年 7 月 17 日までに、共通の指標の一覧を含む、年

(17) 「委任行為 (delegated acts)」とは、立法行為の非本質的要素を補足又は修正するために欧州委員会が一定の要件の下に採択する、「一般的適用性を有する非立法行為」であり、「委任規則」「委任指令」「委任決定」が存在する。庄司 前掲注 (10), pp.100-102, 209-210.

(18) 共通の指標の一覧等の、年次及び最終実施報告書の内容については、欧州委員会が定める権限を有する (第 13 条第 6 項、第 62 条)。

- 次及び最終実施報告書の内容を定める委任行為を採択する権限を与えられるものとする。
7. 委員会は、事業計画の実施に関して、加盟国に意見を申し入れることができる。管理機関は、[意見を受けて] 行った修正措置を、3 か月以内に委員会に通知しなければならない。
8. 管理機関は、全ての年次及び最終実施報告書の内容の概要を公開しなければならない。
9. 委員会は、年次及び最終実施報告書の概要を、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。
10. 実施報告書に関する手続は、割り当てられる財源及び支援の性質と比較して過大なものであってはならず、運営上の不要な負担をもたらしてはならない。

第 14 条 審査会議

1. 年次実施報告書及び、適用可能な場合は、第 13 条第 7 項に掲げる委員会の意見を考慮し、事業計画の実施における進展を審査するため、委員会及び加盟国は、別段の合意がない限り、2014 年から 2023 年の間、毎年会合を開かなければならない。
2. 審査会議は、委員会が主宰する。関係者は、その参加が利益相反又は監査事項に関する守秘義務違反をもたらす場合を除き、OP I の審査会議に参加するよう招請されなければならない。
3. 当該加盟国は、審査会議後、委員会の全ての意見に対する適切な追加情報を提供しなければならない。次の会計年度及び、適切な場合には、それ以降の複数の会計年度の実施報告書において、当該追加情報に言及しなければならない。

第 15 条 評価に関する一般規定

1. 加盟国は、評価の実施のために必要な資源を提供しなければならない。第 13 条に掲げる共通の指標に関するデータを含め、評価に必要なデータを作成及び収集するよう手続の整備を確保しなければならない。
2. 評価は、事業計画の実施に責任を有する当局とは職務上独立した専門家によって実施されなければならない。全ての評価は、その全体を公開しなければならない。いかなる場合にも、最終受領者の身元に関する情報を含めてはならない。
3. 評価は、割り当てられる財源及び支援の性質と比較して過大なものであってはならず、運営上の不要な負担をもたらしてはならない。

第 16 条 事前評価

1. 加盟国は、全ての事業計画について事前評価を実施しなければならない。
2. 事前評価は、事業計画の作成に責任を有する当局の責任の下で実施されなければならない。事前評価は、その要旨と併せて、事業計画と同時に委員会に提出しなければならない。
3. OP I の事前評価においては、次の各号に掲げる要素を評価しなければならない。
 - (a) 扱う物質的貧困の類型を考慮し、かつ、貧困、社会的排除及び物質的貧困に関する国内の状況を考慮した上で、貧困又は貧困の危機及び社会的排除にさらされている人を 2020 年までに少なくとも 2000 万人削減するという欧州連合の目標に対する貢献
 - (b) 事業計画案の内容の一貫性及び他の関連する財政手段との関係
 - (c) 予算財源の割当てと事業計画の目的との整合性
 - (d) 想定される成果の、結果及び基金の目的に対する貢献
 - (e) 関係者の参加
 - (f) 事業計画の監視手続及び評価の実施に必要なデータの収集手続の妥当性

4. OP II の事前評価においては、次の各号に掲げる要素を評価しなければならない。

- (a) 国内における必要性を考慮しつつ、欧州 2020 戦略に基づく社会的結束及び貧困削減の促進に対する貢献
- (b) 計画案の内容の一貫性及び他の関連する手段、特に ESF との関係
- (c) 予算財源の割当てと計画の目的との整合性
- (d) 計画案特定の指標の妥当性及び明確さ
- (e) 想定される成果の結果に対する貢献
- (f) 想定される基金からの支援を考慮した上で、指標の量的目標値の現実性
- (g) 提案されている支援の形態の根拠
- (h) 計画の管理のための人材及び管理能力の妥当性
- (i) 計画の監視手続及び評価の実施に必要なデータの収集手続の妥当性
- (j) 男女間の機会均等を促進し、あらゆる差別を防止するために採られる措置の妥当性

第 17 条 計画期間中の評価

- 1. 委員会は、2018 年 12 月 31 日までに、基金の中間評価を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。
- 2. 委員会は、自身の主導により、事業計画を評価することができる。
- 3. 計画期間中、OP I の管理機関は、当該事業計画の有効性及び効率性を評価することができる。
- 4. OP I の管理機関は、委員会が採択する様式に基づき、2017 年及び 2022 年に最終受領者に関する体系的調査を実施しなければならない。委員会は、関係者との協議の上で、様式を規定する実施行為を採択しなければならない。当該実施行為は、第 63 条第 2 項に掲げる諮問手続に基づき採択されなければならない。
- 5. OP II の管理機関は、2022 年 12 月 31 日より前に、少なくとも 1 回の評価を実施しなければならない。当該評価においては、支援を受けた事業の有効性、効率性及び効果を評価しなければならない。適切な後続措置が確保されなければならない。

第 18 条 事後評価

基金の有効性及び効率性並びに得られた成果の持続可能性を評価し、基金による付加価値を評価するため、委員会は、自身が主導し、かつ加盟国との緊密な協力の上で、外部の専門家の援助を受けて、事後評価を実施しなければならない。この事後評価は、2024 年 12 月 31 日までに完了しなければならない。

第 19 条 通知及び報告

- 1. 委員会及び加盟国は、基金の支援を受けた行動に関する情報を提供し、当該行動を促進する。当該情報は、公衆及びマスメディアのほか、特に困窮者に向け [発信され] なければならない。当該情報は、欧州連合の役割を強調しなければならない。欧州連合の社会的結束の目的に関する基金、加盟国及びパートナー組織の貢献が、最終受領者に不名誉を与えることなく認識できるよう確保しなければならない。
- 2. 基金の支援に透明性を確保するため、管理機関は、基金の支援を受けた事業の一覧を並べ替え、検索、抽出、比較し及びインターネットで容易に公開することが可能な、スプレッドシートデータ形式で維持しなければならない。事業の一覧には、少なくとも次の各号に掲げる情報を含めなければならない。
 - (a) 受益者の名称及び住所
 - (b) 欧州連合の資金提供の割当額

(c) OP Iについては、扱う物質的貧困の類型

管理機関は、少なくとも12か月ごとに事業の一覧を更新しなければならない。

3. 事業の実施中、受益者及びパートナー組織は、公衆から見やすい場所に、欧州連合からの財政的支援を含む、事業に関する情報を掲載したポスター（最小A3サイズ）を少なくとも1枚掲示すること又は常識的な大きさの欧州連合の紋章を掲示することにより、基金から得た支援について公衆に周知しなければならない。この要件は、分配の状況により不可能でない限り、最終受領者に不名誉を与えることなく、OP I及びOP IIの全ての受渡し場所において満たされなければならない。

ウェブサイトを持する受益者及びパートナー組織は、当該のウェブサイト上に、目的及び成果を含む事業の簡潔な説明を掲載し、また、欧州連合からの財政的支援を強調しなければならない。

4. 受益者及びパートナー組織が行う全ての通知及び報告は、欧州連合及び基金への言及とともに、欧州連合の紋章を表示することにより、事業に対する基金からの支援について知らせるものでなければならない。

5. 第2項に基づき、管理機関は、事業の一覧の公開を受益者に通知しなければならない。管理機関は、第3項が規定する義務を受益者及びパートナー組織が果たすことに役立てるため、電子形式の様式を含む通知及び報告手段を提供しなければならない。

6. OP IIの場合において、次の各号に掲げるとおりとする。

(a) 加盟国又は管理機関は、次の(i)及び(ii)の組織化に責任を有するものとする。

(i) 事業計画の開始を公表するための主な広報活動

(ii) 資金提供の機会及び追求される戦略を促進し、関連する場合、事業の実施例を含む事業計画の成果を提示するための、少なくとも1年に1件の主な広報活動

(b) 事業の実施中、受益者は、事業に関与する者が基金からの支援について周知されるよう確保することによって、基金から得た支援について公衆に周知しなければならない。

(c) 参加又はその他の証明書を含む、事業に関する全ての文書には、事業計画が基金からの支援を受けたという結果の記述を含めなければならない。

(d) 管理機関は、潜在的な受益者⁽¹⁹⁾が、資金提供の機会、申請募集の開始及び条件並びに支援を受ける事業の選出基準に関する情報を得られるよう確保しなければならない。

7. この規則の第15条から第19条に基づく個人情報の処理に際して、管理機関、受益者及びパートナー組織は、指令95/46/EC⁽²⁰⁾を遵守しなければならない。

第4編 基金からの財政的支援

第20条 共同資金提供

1. 事業計画の段階における共同資金提供の割合は、適格な公共支出の85%以下とする。この割合は、第21条第1項で規定する場合は増やすことができる。加盟国は、追加的

(19) ここでいう「潜在的な受益者」とは、将来において「事業の開始又は開始及び実施に責任を有する、公共又は民間の団体」（第2条第9号）となる可能性を有するものを指す。

(20) 「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州理事会及び理事会指令95/46/EC」（“Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data,” *Official Journal of the European Communities*, L281, 1995.11.23, pp. 31-50. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:01995L0046-20031120>>）

な国内の財源により、基金の取組を適宜支援できるものとする。

2. 事業計画を採択する委員会の決定は、当該事業計画に適用される共同資金提供の割合及び基金からの支援の最大金額を定めなければならない。

3. 委員会主導の又は委員会に代わり実施される技術的援助措置については、委員会が 100% の割合で資金を提供することができる。

第 21 条 一時的な財政難にある加盟国に対する支払の増加

1. 暫定的な支払及び最終残高の支払は、加盟国の要求に基づき、当該事業計画に適用される共同資金提供の割合を 10% まで超えることができる。100% を超えない増加後の割合は、当該加盟国が要求を提出した事業期間及び、当該加盟国が次の各号に掲げる条件のうち一つを満たす場合、それに続く事業期間における支払請求に適用されるものとする。

(a) 関係する当該加盟国がユーロを採用し、理事会規則 (EU) No 407/2010⁽²¹⁾ に基づき欧州連合からマクロ金融支援を受けている場合

(b) 関係する当該加盟国がユーロを採用しておらず、理事会規則 (EC) No 332/2002⁽²²⁾ に基づき中期金融支援を受けている場合

(c) 欧州安定メカニズム設立のための条約⁽²³⁾ に基づき当該加盟国に金融支援が可能になった場合

2. 第 1 項にかかわらず、暫定的な支払及び最終残高の支払による欧州連合の支援は、事業計画を承認する委員会の決定が規定する、公的支援及び基金からの支援の最大額を超えてはならない。

第 22 条 資格期間

1. この条は、第 27 条が定める委員会主導の技術的援助の資格に関する規定を侵害しないものとする。

2. 2013 年 12 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに受益者が負担し、支払を行った場合、[当該] 支出は、事業計画からの支援を受けることができるものとする。

3. 受益者から事業計画に基づく資金提供の申請が管理当局に提出される前に [事業が] 物理的に完了し又は完全に実施された場合、全ての関連する支払を受益者が行っているにかかわらず、当該事業は、事業計画による支援の対象に選出されてはならない。

4. 事業計画が修正される場合、修正により適格となる支出は、加盟国が委員会に対し修正の要求を提出した日以降に限り、資格があるものとする。

第 23 条 事業の適格性

1. 事業計画の支援を受けた事業は、当該事業計画が適用される加盟国において行われ

(21) 「欧州金融安定化メカニズムを設立する 2010 年 5 月 11 日の理事会規則 (EU) 407/2010」 (“Council Regulation (EU) No 407/2010 of 11 May 2010 establishing a European financial stabilisation mechanism,” *Official Journal of the European Union*, L118, 2010.5.12, pp.1-4. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02010R0407-20150808>>) 欧州金融安定化メカニズム (EFSM) は、欧州委員会が EU の予算を裏付けとして調達した資金により金融支援を行う機構 (2010 年から 2013 年までの時限組織)。

(22) 「加盟国の収支に対し中期金融支援を提供する機関を設立する 2002 年 2 月 18 日の理事会規則 (EC) 332/2002」 (“Council Regulation (EC) No 332/2002 of 18 February 2002 establishing a facility providing medium-term financial assistance for Member States’ balances of payments,” *Official Journal of the European Union*, L53, 2002.2.23, pp.1-3. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02002R0332-20090528>>) この規則は、金融不安に陥った非ユーロ圏加盟国に対する中期融資支援の制度について規定している。

(23) “Treaty establishing the European Stability Mechanism” (2012 年 2 月 2 日署名、同年 9 月 27 日発効) 欧州安定メカニズム (ESM) は 2012 年 10 月に設立された常設の金融支援機関で、財政危機に陥ったユーロ圏の国を対象に支援を行い、ユーロの安定化を図ることを目的とする。

なければならない。

2. 事業計画が規定する又は、必要に応じ、監視委員会が承認する基準に基づき、公正かつ透明性を有する手続に基づき選出された場合、事業は、事業計画から支援を受けることができる。
3. 選出基準及び OP II からの支援対象に選出された事業の一覧は、その採択に際し、ESF が共同資金提供を行う事業計画の監視委員会に通知されなければならない。
4. 困窮者への食料、基礎物資援助又はその両方は、パートナー組織が自ら購入することができる。

困窮者への食料、基礎物資援助又はその両方は、公共団体が購入し、パートナー組織に無料で提供することもできる。その場合において、経済的に最も好条件な選択肢であり、パートナー組織に対する食品の受渡しに遅延が生じない場合は、当該食料は、規則 (EU) No 1308/2013 の第 16 条第 2 項⁽²⁴⁾に基づき処分される製品の使用、加工又は販売から取得することができる。このような取扱いは、困窮者の利益のために使用されなければならない、この「欧州困窮者援助基金に関する」規則の第 20 条に規定された、計画に共同資金提供を行う加盟国の義務を削減するために適用されてはならない。

委員会は、規則 (EU) No 1308/2013 の第 20 条 (i)⁽²⁵⁾に基づき採択された手続を適用しなければならない、この手続により、掲げられた製品の有効性を最大限確保するため、この規則の目的のために使用、加工又は販売することができる。

5. 食料、基礎物資援助又はその両方は、困窮者に無料で分配されなければならない。
6. 二重の資金提供を回避するため、基金の支援を受けた事業は、基金からの共同資金提供を受けた 1 若しくはそれ以上の事業計画又は欧州連合の他の手段から支援を受けてはならない。

第 24 条 支援の形態

基金は、補助金、調達又はその組合せの形態による支援を提供するため、加盟国によって使用されなければならない。ただし、当該支援は、欧州連合運営条約第 107 条第 1 項⁽²⁶⁾に該当する援助の形態で行われてはならない。

第 25 条 補助金の形態

1. 「基金から支出される」補助金は、次の各号に掲げる形態を採ることができる。
 - (a) 実際に発生し支払われた、適格な費用の弁済
 - (b) 単価に基づく弁済
 - (c) 10 万ユーロ未満の公共支援の総額
 - (d) 1 又は複数の費用類型に対する割合の適用により決定された、定額の資金提供

(24) 「農産物市場の共通組織を設置し、理事会規則 (EEC) No 922/72、(EEC) No 234/79、(EC) No 1037/2001 及び (EC) No 1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1308/2013」 (“Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007,” *Official Journal of the European Union*, L 347, 2013.12.20, pp. 671-854. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02013R1308-20160731>>) この規則の第 16 条第 2 項は、公的介入により買い入れた農産物は、関連する EU 法に基づき域内の困窮者への配布に使用するために処分できること及びその際の価格について規定している。

(25) *ibid.*, この規則の第 20 条 (i) は、処分に関して必要な措置を規定する実施規則を欧州委員会が採択する義務を規定している。

(26) 欧州連合運営条約第 107 条第 1 項は、加盟国政府による、特定の企業・商品に対する競争を妨げるような補助の禁止を規定している。

2. 第 1 項に掲げる選択肢は、各選択肢が異なる費用類型に適用される場合又は逐次的に使用される場合にのみ、単一の事業において組み合わせることができる
3. 第 1 項の (b)、(c) 及び (d) に掲げる金額は、次の各号に基づき決められなければならない。
 - (a) 次の (i) 又は (ii) に基づく、公正、公平かつ証明可能な算出方法
 - (i) 統計データ又は他の客観的情報
 - (ii) 個別の受益者に関する証明可能な過去のデータ又はその通常の費用計算慣行の適用
 - (b) 当該加盟国が、類似の事業及び受益者に対し全額を提供した補助金計画において適用した、方法並びに対応する単価、総額及び定率の資金提供
 - (c) この規則が定める割合
 - (d) 公共支援が 10 万ユーロ未満の場合、管理機関が事前に合意する予算案を参考にした個別の基準
4. 第 1 項の (b)、(c) 及び (d) に掲げる補助金の形態において算出された金額は、第 6 編の適用の目的のため、受益者が負担し支払った適格な支出とみなすものとする。
5. 全ての事業に対する支援の条件を規定する文書は、事業の費用及び補助金の支払条件を決定するために適用される手段を規定しなければならない。

第 26 条 支出の適格性

1. この規則において又はこの規則に基づき具体的規定が定められている場合を除き、支出の適格性は、[加盟国の] 国内の規定に基づき決定されなければならない。
2. 第 1 項にかかわらず、OP I からの支援を受けることができる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (a) 食料、基礎物資援助又はその両方の購入費用
 - (b) 公共団体が食料又は基礎物資援助を購入しパートナー組織に提供する場合において、パートナー組織の貯蔵場所までの食料又は基礎物資援助の輸送費用及び (a) に掲げる費用の 1% の定率の保管費用又は、正当と判断される場合は、実際に発生し支払われた費用
 - (c) パートナー組織が負担した、(a) に掲げる費用の 5% の定率の管理、輸送及び保管費用又は規則 (EU) No 1308/2013 の第 16 条に基づき処分される食品の価格の 5%
 - (d) パートナー組織が負担し支払った、寄付された食料の収集、輸送、保管及び分配の費用並びに意識向上活動に直接関係する費用
 - (e) (a) に掲げる費用の 5% の定率の、直接又は協力合意に基づき困窮者に食料、基礎物資援助又はその両方を受け渡すパートナー組織が引き受け、申告する付随的措置の費用
3. 第 1 項にかかわらず、事業計画からの支援を受けることができる費用は、第 27 条第 4 項に基づき負担された費用又は、第 27 条第 4 項に基づき負担された間接的費用として適格な直接的人件費の 15% までの定率とする。
4. 次の各号に掲げる費用は、事業計画からの支援を受ける権利がないものとする。
 - (a) 債務に対する利子
 - (b) 基本的施設の提供
 - (c) 中古品の費用
 - (d) 国内の付加価値税に関する法令に基づき回収不能な場合を除き、付加価値税

第 27 条 技術的援助

1. 委員会の主導により又は委員会に代わり、かつ、年次の割当ての 0.35% を上限として、基金は、この規則の実施及び第 10 条に基づく活動に必要な準備、監視、管理上の及び技術的援助、監査、情報、監督並びに評価の措置に対し資金提供を行うことができる。
2. 委員会は、技術的援助の実施予定に関し、加盟国及び欧州連合レベルにおいてパートナー組織を代表する組織と協議を行わなければならない。
3. 基金からの出資が想定される場合、委員会は、毎年、第 1 項に掲げる措置に関する行動の類型についての計画を、実施行為⁽²⁷⁾により定めなければならない。
4. 加盟国の主導により、かつ、基金の割当ての 5% を上限として、事業計画により、この規則の実施に必要な準備、管理、監視、管理上の及び技術的援助、監査、情報、監督並びに評価の措置に対し資金提供を行うことができる。事業計画により、パートナー組織に対する技術的援助及び能力開発に資金提供を行うこともできる。

第 5 編 管理及び監督（第 28 条～第 37 条）（略）

第 6 編 財務管理、収支報告書の調査及び受理、会計上の修正並びに支払義務の取消し（略）

第 1 章 財務管理（第 38 条～第 47 条）（略）

第 2 章 収支報告書の作成、調査及び受理並びに事業計画の終了（第 48 条～第 52 条）（略）

第 3 章 会計上の修正及び回復（第 53 条～第 58 条）（略）

第 4 章 支払義務の取消し（第 59 条～第 61 条）（略）

第 7 編 権限の委任、実施及び最終規定

第 62 条 委任の行使（略）

第 63 条 委員会手続（略）

第 64 条 施行

この規則は、『欧州連合官報[*Official Journal of the European Union*]』におけるその公布日⁽²⁸⁾から施行するものとする。この規則は、2014 年 1 月 1 日から適用するものとする。

この規則は、拘束力を有し、全ての加盟国に対し完全にかつ直接適用されるものとする。

2014 年 3 月 11 日、ストラスブールにて採択。

欧州議会議長 M.Schulz

理事会議長 D.Kourkoulas

(27) 前掲注 (15) 参照。

(28) 公布日は、2014 年 3 月 12 日である。

附属書 1 事業計画の様式 (略)

附属書 2 2014 年から 2020 年の支出予算の各年内訳 (2011 年の物価 [を基準とする])

2014	EUR[ユーロ]	485,097,840
2015	EUR	485,097,840
2016	EUR	485,097,840
2017	EUR	485,097,840
2018	EUR	485,097,840
2019	EUR	485,097,840
2020	EUR	485,097,840
総計	EUR	3,395,684,880

附属書 3 2014 年から 2020 年の期間における基金の配分 (2011 年の物価 [を基準とする])

加盟国	EUR[ユーロ]
ベルギー	65,500,000
ブルガリア	93,000,000
チェコ共和国	20,700,000
デンマーク	3,500,000
ドイツ	70,000,000
エストニア	7,100,000
アイルランド	20,200,000
ギリシャ	249,300,000
スペイン	499,900,000
フランス	443,000,000
クロアチア	32,500,000
イタリア	595,000,000
キプロス	3,500,000
ラトビア	36,400,000
リトアニア	68,500,000
ルクセンブルク	3,500,000
ハンガリー	83,300,000
マルタ	3,500,000
オランダ	3,500,000
オーストリア	16,000,000
ポーランド	420,000,000
ポルトガル	157,000,000
ルーマニア	391,300,000
スロヴェニア	18,200,000
スロヴァキア	48,900,000
フィンランド	20,000,000
スウェーデン	7,000,000
英国	3,500,000
総計	3,383,800,000

附属書 4 管理機関及び認証機関の指定基準 (略)

(しまむら ともこ)